

令和5年度 固定資産税(償却資産)申告の手引 神奈川県足柄上郡山北町

日頃より税務行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。(地方税法第383条<固定資産の申告>)
つきましては、この手引きを参照のうえ、申告書を作成し、山北町町民税務課へご提出をお願いいたします。

提出は **令和5年1月31日(火)** までにお願ひします。

- ◆新型コロナウイルス感染防止対策のため、申告書の提出は、なるべく郵送又は電子申告でお願いします。
- ◆郵送により申告書を提出される方で、「控用」に受付印を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆該当資産をお持ちでない場合や転出、廃業、解散等があった場合は、その旨を申告書の備考欄に記載しご提出ください。

申告書の提出先・問い合わせ先

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町役場 町民税務課 税務班

電話 0465-75-3641

受付時間 8:30~17:15

(土日祝日、年末年始を除く)

※提出のみの場合は、清水支所・三保支所も可

償却資産の申告は**インターネット**でもできます！
(7ページをご参照ください)

《 目 次 》

	ページ
1 償却資産とは	3
(1) 償却資産とは	3
(2) 償却資産の種類と具体例	3
(3) 償却資産と家屋の区分	3
2 償却資産の申告について	5
(1) 申告が必要な方	5
(2) リース資産について	5
(3) 申告の対象となる資産	5
(4) 申告の対象とならない資産	6
(5) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	7
(6) 申告内容の確認調査について	7
3 申告の方法について	7
(1) 紙の申告書等による申告方法	7
(2) 電子申告による申告方法	7
(3) 提出書類（提出データ）	8
(4) 提出上の注意	8
4 税額等の算出方法について	8
(1) 評価額の算出	8
(2) 課税標準額の算出	9
(3) 税額の算出	9
5 非課税・課税標準の特例・減免等	10
(1) 非課税となる償却資産	10
(2) 課税標準の特例が適用される償却資産	10
(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産	10
(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産	10
(5) 「わがまち特例」による固定資産税の特例措置について	11
6 国税の取り扱いとの主な違い	12
7 よくある質問	13
8 一般方式による申告書等の記載方法	14
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法	14
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法	16
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記載方法	18
9 業種別の主な償却資産	19
参考資料	20

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号 <固定資産税に関する用語の意義>）。

たとえば、工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を営んでいる個人又は法人が所有する、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
第 1 種	構 築 物	舗装路面、橋、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、外灯等
	建物附属設備	1 建物の所有者が取り付けた建築設備のうち、受変電設備、蓄電池設備、発電機設備、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装・内部造作、建築設備等（これらを特定付帯設備といいます）〔4 ページ<償却資産と家屋の区分表>をご参照ください。〕
第 2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー・パワーショベル・クレーン等建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」、製造設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電システム等
第 3 種	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99 及び 900～999」）、構内運搬車、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時 35 km 以上のもの、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるべきものは除く。
第 6 種	工具、器具及び備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POS システム、事務机、自動販売機等

※業種別の償却資産については、19 ページをご参照ください。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います詳しくは、4 ページ<償却資産と家屋の区分表>をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等*が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該資産は、賃借人（テナント）等の方がご申告ください。

*「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外のものをいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
	換気設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		特定の生産又は業務用設備		○		○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
		機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

※自治体によって取り扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定して作成しております。

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和5年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者氏名（外〇名）」という共有名義でご申告ください。）

キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※ 償却資産を所有されていない方は備考欄に「該当資産なし」と記載して申告書の提出をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) リース資産について

リース資産は、原則としてリース会社等（貸主）が納税義務者となりますが、契約の内容によっては資産を借りている方（借主）が納税義務者となることがあります。

リース契約内容	申告する人
一般的な賃貸借契約によるリース (所有権移転外ファイナンス・リース等)	貸主 (資産の所在する市町村へ申告)
リース期間終了後に資産が譲渡されるなど売買にあたるような契約 (所有権留保付売買として扱うリース等)	借主 (自己資産として申告が必要)

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(3) 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

イ 建設仮勘定で経理されている資産（建設仮勘定で経理されている資産で、完成した部分を事業の用に供している資産）

ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）

エ 遊休資産（一時的に稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

オ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）

カ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）

- キ 福利厚生のに供するもの
- ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- 注：ク及びケについては、本ページ＜参考＞をご参照ください。

(4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの

△工場内のみで使用しているフォークリフト、ゴルフカート等は軽自動車税（小型特殊）の対象です。

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産

エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

＜参考＞少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		申告対象外			
①	一時損金算入(*1)	申告対象外			
②	3年一括償却(*2)	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例(*3)	申告対象			
⑤	個別減価償却(*4)	申告対象			

(*1) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和4年3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(*4) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条）

(5) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により、過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

(6) 申告内容の確認調査について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定により、罰金を科されることがあります。

また、上記確認調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、その年度だけではなく、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分（偽りやその他不正行為により税額を免れた場合は地方税法第 17 条の 5 第 6 項の規定により 7 年度分）遡及して修正することもありますのでご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は 1 回となります。そのほか調査の結果により家屋の評価を変更する場合があります。

3 申告の方法について

(1) 紙の申告書等による申告方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類に必要事項を記入して提出する方法です。次のア、イいずれかの方式で申告書等を作成し、町民税務課へ郵送又は持参にてご提出ください。**提出期限は令和 5 年 1 月 31 日（火）です。**

※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封くださるようお願いします。

※ 「償却資産申告書」、「種類別明細書」は山北町のホームページからダウンロードすることができますが、送付が必要な場合は町民税務課までご連絡ください。

<申告方式>

ア 一般方式（増加・減少資産申告）

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は、町で行います。

イ 電算処理方式（全資産申告）

賦課期日（1 月 1 日）現在所有しているすべての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式です。

ア、イいずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による申告方法

エルタックス
eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信していただく方法です。紙の申告書等による申告方法と同様、一般方式と電算処理方式があります。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459（ハイシンコク） 左記の番号でつながらない場合：03-5521-0019

[受付 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始 12/29～1/3 を除く）]

eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(3) 提出書類（提出データ）

		申告資産		提出書類・様式		
		令和5年1月1日 現在において所有 されている全ての 償却資産	令和4年1月2日 から令和5年1月 1日までの間に増 加又は減少した償 却資産	償却資産 申告書 第26号 様式	種類別明細書	
					別表1 増加資産・ 全資産用	別表2 減少 資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は全資産の所在地を町外に移転された方		○	○ ^{*1}		○
	償却資産を所有されていない方			○ ^{*2}		
電算処理方式	初めて申告される方	○ ^{*3}		○	○ ^{*4}	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方			○ ^{*1}		
	償却資産を所有されていない方			○ ^{*2}		
共通	税理士を介して申告される方			税務代理権限証書		

*1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和4年3月廃業」等）を記載してください。

*2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記載してください。

*3 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

*4 種類別明細書には、全資産について資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

※山北町で配付する申告書以外を使用される場合、用紙のサイズはA4 にしていただきますようお願いいたします。

(4) 提出上の注意

- ◆山北町内に所在する償却資産について、山北町役場町民税務課にご提出ください。また、町内に複数の資産所在地がある場合は、1 通の申告書等にまとめてご提出をお願いします。
- ◆資産が印字された種類別明細書が同封されている場合は、そちらを加除修正してご提出いただくことができます。

4 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について、一品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額 = 取得価額 × (1 - r / 2) 又は 評価額 = 取得価額 × A	評価額 = 取得価額 × (1 - r) 又は 評価額 = 取得価額 × B

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で 9 ページ<減価残存率表>の A 欄の率です。

B : 1 年分の減価残存率で 9 ページ<減価残存率表>の B 欄の率です。

- ・1 月 1 日取得の資産については、その前年の 12 月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

毎年この方法により計算し、算出した評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%の額が評価額（評価額の最低限度）となります。

＜減価残存率表＞

『固定資産評価基準(地方税法第388条に基づく総務大臣の告示)』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率	
		前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)			前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)			前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	41	0.055	0.972	0.945
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	42	0.053	0.973	0.947
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	43	0.052	0.974	0.948
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	44	0.051	0.974	0.949
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	46	0.049	0.975	0.951
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	47	0.048	0.976	0.952
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	48	0.047	0.976	0.953
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	49	0.046	0.977	0.954
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	51	0.044	0.978	0.956
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	52	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	53	0.043	0.978	0.957
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	54	0.042	0.979	0.958
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	55	0.041	0.979	0.959
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	56	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	57	0.040	0.980	0.960
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	58	0.039	0.980	0.961

* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

＜参考＞耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税（償却資産）においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくこととなります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

具体的な耐用年数につきましては国税庁のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にご相談ください。

（2）課税標準額の算出

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例（10ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

※ 課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。（この基準値を「免税点」といいます）

（3）税額の算出

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額（1,000円未満切り捨て）} \times \text{税率（100分の1.4）} = \text{税額（100円未満切り捨て）}$$

<税額の計算例（概算）>

計算例は以下のとおりです。一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、**町民税務課で行いますので、算出する必要はありません。**

資産の 名称等	取得年月	取得価額	耐用 年数	減価率 (r)	令和4年度 評価額	合 計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和4年 9月	2,700,000 円	15 年	0.142	$2,700,000 \text{ 円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ (取得価額) = 2,508,300 円① (令和4年度評価額)	①+② 2,794,320 円 令和5年度 評価額合計
ルーム エアコン	令和3年 11月	500,000 円	6年	0.319	$500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ (取得価額) = 420,000 円 (令和4年度評価額)	
					$420,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319)$ (令和4年度評価額) = 286,020 円② (令和5年度評価額)	

↓
評価額の合計 = 課税標準額(1,000 円未満切り捨て)※特例適用なしの場合

↓
課税標準額に税率(100 分の 1.4) をかけます。 $2,794,000 \text{ 円} \times 0.014 = 39,116 \text{ 円}$

↓
100 円未満を切り捨てます。 $39,116 \text{ 円} \rightarrow \mathbf{39,100 \text{ 円 (税額)}}$

5 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 4、同法附則第 15 条、同法附則第 15 条の 2、同法附則第 15 条の 3、同法附則第 56 条、同法附則第 64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。資産の種類や取得時期によって特例率が異なる場合や軽減の対象とならない場合がありますので、根拠法令や関係法令をご確認ください。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、山北町税条例第 20 条の 2 に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和4年1月2日から令和5年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、承認通知書若しくは届出書の写しを添付してください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取り扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

根拠法 (地方税法)	特 例 対 象 資 産	取得時期	通 用 期 間	特 例 率	添 付 書 類
第 394 条の 3 第 27 項	家庭的保育事業に供する資産	—	期 限 な し	1/2	・ 児童福祉法の規定に基づき県知事に提出した届出書の写し ・ 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類の写し
第 394 条の 3 第 28 項	居宅訪問型保育事業に供する資産				
第 394 条の 3 第 29 項	事業所内保育事業に供する資産				
附則第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法に規定する污水又は廃液処理施設	R4.4. 1 ～ R6.3.31		1/2	・ 特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
附則第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法に規定する公共下水道の使用者が設置した除害施設	R4.4. 1 ～ R6.3.31	4/5	・ 除害施設新設等届出書の写し	
附則第 15 条第 26 項第 1 号イ	電気事業者による再生可能エネルギー発電設備 特別措置法に規定する認定発電設備 太陽光発電設備 風力発電設備 水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備 1 千 kW 未満 1 千 kW 以上 20kW 以上 20kW 未満 5 千 kW 以上 5 千 kW 未満 1 千 kW 未満 1 千 kW 以上 1 万 kW 以上 2 万 kW 未満 1 万 kW 未満	R2.4. 1 ～ R6.3.31	最 初 の 3 年 度 分	2/3	・ 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し。又は「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類 ・ 電気事業者が発行する「電力供給契約に関するお知らせ」又は「系統連系契約書」の写し
附則第 15 条第 26 項第 2 号イ				3/4	
附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ				2/3	
附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ				3/4	
附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ				3/4	
附則第 15 条第 26 項第 3 号イ				1/2	
附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ				2/3	
附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ				1/2	
附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ				2/3	
附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ				1/2	
附則第 64 条	新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置 （機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物）	R3.4.1 ～ R5.3.31		ぜ ろ	・ 山北町商工観光課から発行された「先端設備等導入計画に係る認定書」の写し <該当する場合のみ必要な書類> ・ 認定後に工業会等による仕様等証明書を取得した場合：先端設備等に係る誓約書